

奨学生の適格認定に関する施行細則を次のように定める。

平成16年12月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

奨学生の適格認定に関する施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 貸与奨学生の適格認定（第2条—第7条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第16条及び第16条の2に規定する適格認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸与奨学生の適格認定

（貸与奨学生に係る適格認定の対象者）

第2条 貸与奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の貸与奨学生は、次に掲げる者とする。

- (1) 貸与奨学金継続願を提出した者
 - (2) 第4条第2項第2号の停止の処置を受けている者
 - (3) 性行不良の者、学業成績不振により卒業又は修了の延期が確定した者その他適格認定が必要であると貸与奨学生が在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）が認めた者
- 2 前項第2号の停止の処置を受けている者のうち第4条第2項第5号の復活の処置を受けようとする者は、学修状況等について在学学校長に報告するとともに交付の再開を願い出なければならない。
- 3 在学学校長は、第1項第1号に掲げる者にあつては独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める期日までに、同項第2号に掲げる者にあつては適宜、同項第3号に掲げる者にあつては事由発生後速やかに適格認定を行うものとする。

（貸与奨学生適格基準）

第3条 貸与奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項に定める貸与奨学生に係る

適格認定の基準（第5条において「貸与奨学生適格基準」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人物について

学生又は生徒の生活の全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、貸与奨学金（業務方法書第4条第1項に規定する貸与奨学金をいう。以下同じ。）の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

(2) 学業について

修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。

(3) 経済状況について

修学を継続するために引き続き貸与奨学金の貸与が必要と認められること。

（貸与奨学生に対する機構の処置）

第4条 機構が貸与奨学規程第16条第4項及び第16条の2第4項に基づき、貸与奨学生に対してとるべき処置は、廃止、停止、警告、継続又は復活とする。

2 前項に定める処置の内容は、次の各号の区分に応じたものとする。

(1) 廃止

貸与奨学生の資格を失わせる。

(2) 停止

1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後1年を限度として在学学校長が定める期間、停止を延長する。

(3) 警告

ア 貸与奨学金の交付を継続する。

イ 学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回の適格認定時以後に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

(4) 継続

貸与奨学金の交付を継続する。

(5) 復活

貸与奨学金の交付を復活する。

3 機構は、前項各号（第4号を除く。）の処置を行った者に対し、当該処置の内容を記載した文書を交付するものとする。

（貸与奨学生に係る認定の方法）

第5条 貸与奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の適格認定は、第3条の貸与奨学生適格基準に基づき、次項に定めるところにより行うものとする。

2 第2条第1項各号に掲げる者の適格認定については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める学校の種類ごとに貸与奨学生適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	貸与奨学生適格基準の細目	
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）	大学院
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定した者又は卒業	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者

	延期の可能性が極めて高い者 (2) 当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者	
	2 次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者（貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。） (2) 在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失った者（ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動（退学）として取り扱うものとする。） (3) 学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当である者 (4) その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない者	同左
	3 第3条第3号に該当しない者	同左
	4 第2条第1項第2号に掲げる者であって次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 (3) 在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願わない者	同左
停止	1 学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者	同左
	2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者（不起訴処分の場合に限る。）	同左
	3 第2条第1項第2号に掲げる者であって停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者	同左
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、	廃止又は停止に該当しない者のうち、

	次のいずれかに該当する者。ただし、 (1)又は(2)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位（科目）数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位（科目）数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下の者 (2) 前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めた者 (3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4) 学修の意欲に欠ける者 (5) 仮進級となった者	次のいずれかに該当する者。ただし、 (1)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 (2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 学修の意欲に欠ける者
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者	同左
復活	第2条第1項第2号に掲げる者であって、停止の事由がなくなった（卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者にあつては、当該延期後の卒業又は修了予定日に卒業又は修了できる見込みがある場合に限る。）と認められ、かつ、貸与奨学金の交付再開を願い出た者	同左

（貸与月額を選択に関する指導）

第6条 在学学校長は、警告又は継続の認定を行った者の収入と支出の状況を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導するものとする。

（貸与奨学規程第16条の2に規定する適格認定に関する読替え）

第7条 貸与奨学規程第16条の2第3項及び第4項の規定により機構が適格認定を行う場合については、第2条第1項中「貸与奨学生が在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）」とあるのは「機構の理事長」と、第2条第2項及び第3項、第4条第2項第2号、第5条第2項の表及び前条中「在学学校長」とあるのは「機構の理事長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この施行細則は、平成16年12月1日から施行する。

（日本育英会奨学生適格認定施行細則の廃止）

2 日本育英会奨学生適格認定施行細則（平成12年5月10日達第1000号。以下「旧細則」という。）は、廃止する。

（旧細則の廃止に伴う経過措置）

- 3 前項の規定の施行前に、平成16年規程第53号による改正前の奨学規程附則第6条によりなお効力を有することとされる旧細則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この細則中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(業務の特例に関する経過措置)

- 4 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧細則は、附則第2項の施行後もなお効力を有するものとし、この場合において「会長」とあるのは「理事長」と、「日本育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、「本会」とあるのは「機構」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第7号）

この施行細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第17号）

この施行細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第9号）

この細則は、平成25年12月1日から施行し、改正後の奨学生の適格認定に関する施行細則の規定は、第4条第2項に定める該当者への処置が平成26年4月1日以降となる者から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第16号）

この細則は、平成26年12月16日から施行し、改正後の奨学生の適格認定に関する施行細則の規定は、第4条第2項に定める該当者への処置が平成27年4月1日以降となる者から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第15号）

この細則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第7号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第5号）

この細則は、平成30年5月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第14号）

この細則は、平成30年10月31日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第2号）

(施行期日)

- 1 この細則は、令和2年3月23日から施行し、改正後の第4条の規定は平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日までに給付奨学生として採用された者に係る第11条第1項の適用については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第7号）

(施行期日)

- 1 この細則は，令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）附則第6条第1項に規定する旧学資支給金（以下この附則において単に「旧学資支給金」という。）の支給を受ける者が同法の施行後引き続き旧学資支給金の支給を受ける場合における改正前の第8条から第11条までの規定は，なお従前の例によるものとする。